

〈第3分科会〉

○講演「図書館リソース共有方法の変化と今後の展望」

: 2020年1月29日（水）10:00-12:00

: 都立多摩図書館2階セミナールーム

: 松本 直樹 氏（慶應義塾大学文学部准教授）

【1. 本日の話の概要】

本日は、相互貸借を中心にリソース共有の話をしていきたいと思います。まず、リソースの共有とはなにか、から話したいと思います。リソースの共有とは、複数の図書館が、協定などを結び、コレクション、データ、施設などをコンソーシアム、ネットワークなどにより共有することを指します。その目的は一般に、利用者の便益向上と費用低減です。具体例として、図書の相互貸借、文献の複写・送付、共同保存書庫などが挙げられます。



相互貸借についても確認しておきたいと思います。相互貸借は、図書館相互貸借、ILLとも呼ばれます。一般には、同一機関に所属しない図書館からの要求（リクエスト）に応じてコレクション中の資料を貸出したり、その複写物を提供したりすることを指します。

次に、用語の整理をしておきたいと思います。今回の話では、「予約」を所蔵資料の返却待ちのことを指すこととします。これはリザーブとも呼ばれます。また、「リクエスト」（リクエストサービス）は未所蔵資料の購入と借用のこととします。なお、今回は「相互貸借」と「協力貸出」は特に区別しないで話をしていきます。

本日の流れですが、相互貸借のこれまでを統計数値と出来事で振り返るとともに、相互貸借・リソース共有のこれからを、大学図書館や海外の図書館の事例をヒントに展望していきたいと思います。

【2. データから見る相互貸借】

ここでは、データから相互貸借のこれまでを確認したいと思います。その前に、まず相互貸借の仕組みの変化を確認しておきます。歴史的には、総合目録の整備、電話・FAXなどによる申込方法の整備、WebOPAC、ISBN 総合目録、横断型の総合目録の整備などが行われてきました。

また、相互貸借を依頼する理由についても確認しておく『公立図書館における協力貸出・相互貸借と他機関との連携に関する実態調査報告書（2010年）』によると、「絶版・品切れ等により購入できない」「資料購入費が少ない」「自館の資料収集方針・資料選択基準に適合しない」などが多いことが分かります。これらのことを頭の片隅に入れた上で、話を聞いてください。

相互貸借の件数ですが、町田市を例にとると、スライドの最初の年である1996年から2010年頃まで増加しました。データを日本図書館協会の『日本の図書館』（電子媒体版）からとってきている関係で最初の年が1996年になっています。その後、伸びは止まり、近年は減少に転じています。では、都内全体ではどうでしょうか。推移を確認すると、町田市と似ています。さらに都下と区部を分けてみても大きな違いはありませんが、区部は近年、減少が目立ってきています。

次に相互貸借における借用と貸出の比を2003年と2018年で比較してみます。借用超過なのか、貸出超過なのか、その傾向は15年間でどう変化したのかを見るためです。都内全体では借用と比較して貸出が増加しています。特に区部は借用超過が大幅に減少しています。都下も貸出が増加していますが、依然として借用超過が多い状況です。ここから、都下は区部と比較して東京都立図書館（以下「都立図書館」）により依存していると推測できます。

ここまでをまとめます。東京都では相互貸借の件数は1990年代から2010年頃にかけて増加しましたが、その後、増加がとまり減少に転じています。2003年と2018年との比較では、相互貸借の貸出が多く図書館で増えていること、都下では23区と比較して貸出より借用が依然として多い図書館が多いことが分かりました。このことは都下の図書館では都立図書館に頼る傾向が依然として強いことを示しています。

では、全国のデータではどうでしょうか。県によって相互貸借の件数が依然として右肩上がりのところもあります。例えば、静岡県では相互貸借件数が近年も増加が続いています。しかし、全国的に見ると、東京都全体と似た推移を示していることが分かります。増加している県は、それぞれの要因がありそうです。多くは、県内の相互貸借の基盤整備が遅れていたところと思われます。

以上、相互貸借について、多摩地域、東京都、全国と見てきましたが、次に都道府県立図書館の役割を見ていきます。都立図書館の相互貸借の貸出件数は、2004年頃まで増加しましたが、それ以降、減少しました。東京都の相互貸借に関わる体制整備について確認しておく、まず、依頼手段としては、電話、FAX、パソコン通信、ウェブと変化してきました。また、目録としてはMETLICS、都立図書館WebOPACへと、総合目録としてはISBN総合目録、横断検索、統合検索へと変化してきました。しかし、2003年以降、新刊図書等の協力貸出抑制、貸出期間の短縮、一部資料の館内閲覧限定などの変更も行われました。

都立図書館の相互貸借件数（貸出）の推移を見ると、先ほど述べたように減少が2005年より始まっており都立図書館による手続きの変更が影響を与えた可能性があります。都内全体で見ると、相互貸借のやり取りが、都立図書館に集中する状況から、基礎自治体同士中心になっていることが分かります。

全国的にはどうでしょうか。都道府県立図書館の相互貸借に占める比率を見てみると、都道府県によって大きく異なります。都立図書館の比率は90年代には70%近い時期もありましたが、近年は20%前後と低下しています。都道府県立図書館の中には和歌山県のように県立図書館が95.8%を占める県もあれば、10%に満たない県もあります。この中で、都立図書館の比率は全国的に低い方です。しかし、件数では神奈川県に次いで全国で2番目です。

現在でも都道府県立図書館の相互貸借件数が伸びているところは、やはりこれまで環境整備がなされてこなかったところである可能性があります。一方、都立図書館は相互貸借件数の伸びが止まっていますが、これは、以前より環境整備がされてきたこと、基礎自治体間の相互貸借についても環境整備がされてきたことが考えられます。

【3. 相互貸借の近年のできごと】

ここまで、相互貸借の数量的な変化を見てきましたが、次に、相互貸借の分野で生じた出来事を振り返ります。まず、2000年以降の重要な出来事として、書誌・目録の可視化を挙げることができます。これは、デジタル化、ネットワーク化により書誌データが急激に図書館員、そして利用者へ可視化されたことを言います。このことにより、利用者は資料の存在、所在を容易に知ることができるようになりました。

具体的には、個別の図書館の WebOPAC、都道府県立図書館の WebOPAC、都道府県内図書館の総合目録、NDL OPAC（現在は NDL Online）、NDL サーチ、カーリル、books.or.jp などが、つぎつぎにウェブに公開されました。

中でも、都道府県内図書館の総合目録整備は重要です。デジタル化以前、総合目録の整備は困難であり、作られたとしても郷土資料などに限定されていました。それが、デジタル化により、総合目録に類するものの整備が容易になりました。そうした総合目録には、集中型と横断型（分散型）があります。集中型としては ISBN 総合目録を挙げることができますが、一般には横断型が広く普及しています。

この横断型は、参加館の WebOPAC を順番に検索していくものです。これは、図書館がウェブページに OPAC を公開し、都道府県立図書館がそれを検索の対象に追加することで実現されます。都立図書館では、現在「東京都立図書館統合検索」を公開しています。このシステムの特徴としては、館毎に検索結果が出てくる点です。

都道府県立図書館によっては、書誌ごとに検索結果を表示するところがあります。京都府立図書館の K-Libnet はそうしたもので、集中型と横断型を併用している点でユニークです。全国的にはこれらふたつの方式が併存しています。利用者、図書館員にとってどちらが便利か、訊いてみたい気がします。

さらに、国立国会図書館のサービスが発展してきたことも重要です。具体的には、NDL OPAC の公開（2002年）、ゆにかねっと（1994年）および国立国会図書館サーチ（2012年）による総合目録整備、図書館向けデジタル化資料送信サービス（2014年）などがあります。

このうち、「ゆにかねっと」は「総合目録ネットワークシステム」とも呼ばれています。1,151自治体の公立図書館が参加（2019年12月現在）しており、都道府県、政令指定都市（67館）の図書館がデータを提供しています。このシステムを通じた相互貸借件数は近年15,000件から2万件で推移しています。これは全国の相互貸借件数の0.7%程度で必ずしも多くありませんが、都道府県内で入手困難な資料の入手手段としては貴重なものと考えられます。

また、図書館向けデジタル化資料送信サービスでは、著作権の切れた資料以外に、絶版等で入手困難な資料も利用できます。国立国会図書館から借用されていたもの、都道府県立図書館から借用されていたものの一部を代替していると思われます。1,124館（大学図書館を含む）が参加しており（2020年1月現在）、公立図書館はその半数程度です。国立国会図書館でデジタル化した資料は272万件ありますが、そのうちの203万件が利用可能とされています。普通の図書のように借用はできませんが、一部のみ参照すればよい資料の場合は相互貸借を代替するものと考えられます。年間の総閲覧件数は昨年度、30万件弱で増加傾向にあります。

東京都以外で見られる特徴的なサービスとして、都道府県立図書館が基礎自治体の図書館を介さず、資料の貸出しをすることが見られます。北海道では、これを「インターネット予約貸出」と呼んでいます。利用者は直接、道立図書館の蔵書を予約することができます。資料を受け取る場合、地元の図書館か、自宅かを選択します。後者の場合、料金は往復で400円程度です。利用者のおかれた状況によっては、便利なサービスになります。他に秋田県、福井県、徳島県などいくつかの県でも同様のサービスを実施しているようです。

【4. 新たな動向】

以下では、「リクエストから予約へ?」「相互貸借が不要に?」「世界のリソース共有の現在とは?」という3つの「?」から、今後のリソース共有、相互貸借を展望していきます。

4. 1. リクエストから予約へ?

このことを話すために、まず早稲田大学と慶應義塾大学で始めた図書館システムの共同運用について話をしたいと思います。二つの大学図書館では、2019年の夏から図書館システムの共同運用を開始しました。これによって、相互のコレクションを容易に検索できるようになりました。例えば、ある図書をOPACで検索すると、検索結果中に「早稲田大学の所蔵を確認する」というメッセージが表示され、所蔵している場合はさらに「早稲田にも所蔵しています」と表示されます。現状、そこからリクエストはできませんが、所蔵を確認できるので利用者の相互貸借へのハードルは大幅に下がると考えられます。実際、大学間の文献移送は週2回から毎日に変更されています。

異なる設置機関の図書館に所蔵している資料に対して、利用者が直接、リクエストすることのできるシステムも実際にあります。諏訪地域公共図書館情報ネットワーク（通称「すわズラー」）は、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村などによる図書館ネットワークですが、ここでは、蔵書管理システムを共通化していて、利用者は検索、リクエストを、図書館員を介さずに行うことができます。これは、先ほどの早慶の図書館システム共同運用を一步進めたものです。ここでは、利用者はリクエストを予約と変わらぬものとして行うことができます。

こうした仕組みがあると相互貸借件数は大幅に伸びます。2018年度の相互貸借件数(借用)の数値でみると、全国上位12自治体のうち4自治体が「すわズラー」参加館です。ちなみに、ここには都下の八王子市、多摩市、調布市、町田市もありますね。それらの自治体に匹敵する相互貸借件数というわけです。

こうした蔵書管理システムの共通化は、2009年以降、総務省が進めている定住自立圏構想の自治体間で増加しているようです。そうしたものとして、西いぶり広域図書館情報システムや大隅広域図書館ネットワークなどがあります。

他の図書館のコレクション検索は、ウェブスケールディスカバリー（WSD）という仕組みを利用することで、図書館システムを共通化しなくても可能です。WSDとは、図書館、相互貸借の協定先、契約データベース、オープンアクセス等の資料を一括して検索可能にするものです。これは、情報のサイロ（貯蔵庫）への一つの解決策と言われています。近年、大学図書館では、契約しているデータベース等が多すぎるために利用者が利用可能であるにも関わらず必要な資料にアクセスできないという問題が生じています。その解決策として、検索窓を一つにして、多くのデータベース中の資料を一括して検索可能にし、検索結果から内容を絞っていくことで、目的とする資料を探せるようにしたWSDが導入されるようになっています。

公立図書館でWSDを導入しているところは長崎市立図書館以外、ほとんどないようですが、大学図書館では多く導入されています。慶應義塾大学の図書館システムも導入しています。例えば、「鎖国」と検索すると、数多くの資料がヒットしますが、有料データベースのJapanKnowledgeも



ヒットします。このように、ここでは、オンラインデータベースが検索対象になっているわけです。

相互貸借に話を戻しますが、WSD の検索対象に相互貸借先の図書館のコレクションデータを入れておくことで、先に述べた図書館システムの共通化と同様の効果が得られます。実際、アメリカの大学図書館の中には WCL (WorldCat のローカル版) を検索可能にしているところがあります。例えば、ワシントン大学は WCL 導入後、相互貸借の依頼件数が増加しているといわれています。

このような仕組みによって、利用者は相互貸借対象館のコレクションを自ら検索することが可能になります。これは、利用者の相互貸借への障壁を大幅に低下することにつながります。リクエストがより予約に近づくことになるといえるでしょう。

4. 2. 相互貸借が不要に？

次に「相互貸借が不要に？」ということで話をしたいと思いますが、このことを話すために、まず電子書籍の話をしたいと思います。相互貸借との関係では、電子書籍にはふたつの重要なトピックがあります。一つは、ライセンス契約による制限です。これは、これまでの著作権法のもとで行われたサービスがライセンス契約では困難になる可能性がある、というものです。このことについては、最後に少し触れたいと思います。ここではもう一つの点、図書館コンソーシアムによる契約について話したいと思います。

コンソーシアムという言葉ですが、これは、加盟館の間で資源の共有を目的とした活動を行う図書館の公的な連合組織のことを指します。コンソーシアムを組むことで、価格交渉力を高め、電子ジャーナル、電子書籍のベンダーと有利な契約を結ぶことが可能になるといわれています。日本では、これまで大学図書館が設置母体ごとにコンソーシアムを作っていましたが、そのコンソーシアムが集まって、大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE) が作られています。このコンソーシアムでは、海外の出版社などと交渉し、電子ジャーナルをはじめとした各種電子リソースの購入・利用条件の確定を行っています。

海外では、電子書籍の契約の際、公立図書館がコンソーシアムを組むことが多く見られます。例えばイギリス・ロンドンでは 15 の自治体が集まって London Libraries Consortium を組んでいます。また、2014 年の調査ですが、64% のアメリカの公共図書館は電子書籍のコンソーシアムに加盟しています。日本ではコンソーシアムとは呼んでいませんが、複数の自治体が共同で電子書籍を利用できるようにしているところがあります。「播磨科学公園都市圏域定住自立圏電子図書館」では、たつの市を中心に電子図書館を提供しています。今後、公立図書館でもこうしたことを積極的に進めるべきだと思います。このようになると、同一のデータベースを複数の自治体で共同利用することになりますので、購入希望としてのリクエストは必要ですが少なくとも加盟館同士の相互貸借はなくなります。

「相互貸借は不要に？」という文脈ではオープンアクセスの動向も重要です。オープンアクセスとは、学術論文などの掲載記事を、インターネットを通じて自由に閲覧できるとされています。このことによって、無料で利用できるコンテンツが増加すると考えられます。そうしたものとして、オープンアクセスジャーナル、機関リポジトリなどが挙げられます。例えば、慶應義塾大学では KOARA という学術情報リポジトリを構築しています。その中で、例えば Library and Information Science という学術雑誌を、1 年間の非公開期間 (エンバargo と呼ばれます) の後、すべて無料で公開しています。また、大きなデータベース、思いつくところとして、CiNii Articles、Google Scholar、医学関連では PubMedCentral などでは、そうした無料公開されている学術論文を探すことができます。

他にパブリックドメインの資料も注目されます。これは著作者の権利である著作権が及ばない資料のことです。そうしたものとして、各地のデジタルアーカイブで提供されている情

報資源が挙げられます。2020年以降、本格的に稼働すると言われている Japan Search は、そうしたものを検索することのできる仕組みです。電子書籍を提供している公立図書館では青空文庫で公開されている作品を電子書籍として提供していることもあります。これもパブリックドメインの資料です。国立国会図書館デジタルコレクションで一般に公開されている資料も同様です。

さらに、「相互貸借は不要に？」という文脈では、大学図書館におけるペーパービューの動向も注目されます。ペーパービューとは、雑誌記事単位で個人が購入、閲覧をするものです。購入のための料金はかかります。例えば、Elsevier という商業出版社の場合、記事1件の最低価格は31.5ドルです。一見すると、高く感じますが、実は文献複写により相互貸借を行う場合とそれほど料金は変わらないとのデータもあります。例えば、あるアメリカの研究者の試算では文献複写にかかる経費は平均36ドルといわれています。こうなると、お金を支出する大学としては、購入したほうが安いということになります。こうした新しい動向の中で、相互貸借のあり様も変化していくかもしれません。

4. 3. 世界のリソース共有の現在とは？

ここでは、Rethinking Resource Sharing Initiative という団体が作成している Star Checklist を見ながら、世界のリソース共有、相互貸借のあり方について考えてみたいと思います。この団体は、毎年、優れたリソース共有事例に対してイノベーション賞を授与するとともに、リソース共有の方針改善のため Star Checklist を提唱しています。国際図書館連盟 (IFLA)、アメリカ図書館協会 (ALA) などとも連携しています。

Star Checklist には100の質問があります。それぞれの質問に対して、実施している場合は2点、検討中は1点、それ以外は0点をつけます。合計点で、120～139点はひとつ星、140～159点は二つ星、160～179点は三つ星、180点以上は四つ星がつけられます。以下ではいくつかピックアップしてご紹介します。

まず、日本の図書館でも比較的实施している、あるいは実施できると思われるものから見ていきます。「1 他の図書館から FAX、Email で予約を受け付けている」は多くの図書館で実施していると思います。「22 図書館は利用者からのリクエストを24時間以内に処理する」は、どこまで処理するか、ということがありますが、基本的な処理はしているのではないのでしょうか。「29 図書館は利用者に適切に返却日を通知する」は一般に行われていると思います。「31 図書館は自館で貸出中の資料について相互貸借で依頼する」は、長期延滞資料などでは行っていると思いますが、判断はケースバイケースかもしれません。

「42 図書館はレファレンスブックや合冊された雑誌の相互貸借を検討する」は「検討」となっているように、必ずやらなければいけないとはされていません。「45 図書館は借用図書館から利用者に直接資料を届けることを認めている (図書館を経由せず)」は、先程の北海道立図書館の事例で行われていましたが、一般には行われていないかもしれません。「53 図書館は物理的に貸出し不可の資料について著作権等を遵守した上で、デジタル化する」は著作権制度が国により違うので、日本の場合は限定的かもしれません。「76 図書館は基本的な相互貸借は無料である」は多くの図書館で当てはまると思います。

「86 相互貸借のスタッフは作業工程、効率性向上等のため相互貸借統計を活用・共有する」「89 図書館員は適用可能な相互貸借の基準、ガイドラインを知り、尊重する (ALA ILL ガイドライン、IFLA ガイドライン、CONTU ガイドライン)」などは担当者に期待されていることだと思います。日本の場合は「公共図書館間資料相互貸借指針」や「東京都図書館協会貸出規程」などが該当すると思います。

次に、日本の図書館ではあまり実施していないと思われるものを挙げたいと思います。「9 貸出側図書館は ISO に準拠したリソース共有システムを利用している (Z39.50 等)」ですが、

日本ではあまりこの領域で国際的基準が活用されていません。これは、基準づくりとも関係します。国際的基準が日本の適用にあった形で作られているか、ということです。「11 図書館は相互貸借のためにウィジット、ブックマークレット等のツールを提供している」というのは、たとえば、ウェブページで語を範囲選択し、それを直接、特定の OPAC に検索語として投げることができるツールなどのことです。「12 図書館の電子的な資料は国内、国外のリソース共有システム (WorldCat 等) で探索可能である」は、今後取り組むべき課題だと思います。「15 図書館は利用者がフルテキスト情報から探索・借用につなげられるよう、OpenURL リゾルバを活用している」は、電子ジャーナル等に掲載されている引用文献をワンクリックで OPAC から探せるような仕組みです。

「18 図書館は電子的、物理的資料を探せるよう、ウェブスケールディスカバリー (WSD) を提供している」は慶應義塾大学の事例を先ほどご紹介しました。「24 職員の介在なしにリソース共有システムへのリクエストを可能にしている」は国内の事例をいくつか紹介しましたが、例外的だと思います。「26 図書館は利用者に処理の進行状況を知らせる」は、Amazon やヤマト運輸など民間のサービスで導入されています。「41 電子書籍の貸出は、相互貸借で借用が許されている資料についてライセンスの条件に基づき行う」「55 相互貸借スタッフはライセンス契約の各種コンテンツを相互貸借可能か把握している」は、そもそも電子書籍が普及していないので、これからでしょうか。ただし、著作権法上、電子書籍と通常の図書と同様に扱うべきことは、IFLA の「図書館の電子書籍貸出 (eLending) のための原則」で確認されていることをぜひ知っておいてください。

「59 図書館はオープンアクセス/パブリックドメインの情報を探索可能にしている」は青空文庫の事例をご紹介しましたが、そうしたことはさらに拡大していくと思います。「72 図書館は海外との相互貸借では IFLA のバウチャーを利用する」。相互貸借は国内だけでなく、グローバルに展開できます。日本の図書館もそうしたことを積極的に行ってはどうか。

以上、本日は相互貸借のこれまでを統計数値と出来事で振り返るとともに、相互貸借・リソース共有のこれからについて、大学図書館や海外の図書館の事例をヒントに展望してきました。今後の図書館のあり方を考える上で、みなさんの参考になればと思います。

(閉会)